

# 市内全域における放射線量の測定結果(6・7月)

市では、携帯用簡易測定器により、市内59地点で月に1回放射線量の測定を行っています。

☎環境リサイクル課 ☎351

## 放射線量測定一覧表

番号	測定地点	測定値					
		地上5センチメートル		地上50センチメートル		地上1メートル	
		6月26日	7月26日	6月26日	7月26日	6月26日	7月26日
1	コミュニティセンター	0.103	0.107	0.085	0.079	0.089	0.079
2	八條北小学校	0.142	0.146	0.122	0.126	0.122	0.119
3	入谷落水門	0.188	0.159	0.118	0.132	0.106	0.114
4	高木白鳥公園	0.151	0.163	0.128	0.155	0.121	0.147
5	八条橋西詰堤防	0.144	0.131	0.080	0.130	0.102	0.110
6	八条親水公園	0.110	0.110	0.101	0.125	0.115	0.124
7	綾瀬川放水路広場前新堤防	0.130	0.156	0.126	0.141	0.124	0.148
8	八潮北公園駐車場	0.095	0.123	0.087	0.098	0.083	0.090
9	八潮市リサイクルプラザ	0.157	0.177	0.136	0.161	0.128	0.159
10	夢の像幼児公園	0.100	0.092	0.080	0.087	0.090	0.101
11	幸之宮落し新堤防上	0.124	0.130	0.120	0.122	0.109	0.126
12	伊草西児童公園	0.130	0.128	0.098	0.104	0.092	0.104
13	八潮高校	0.109	0.121	0.090	0.095	0.090	0.092
14	鶴ヶ曾根東児童公園	0.132	0.148	0.129	0.153	0.114	0.168
15	南後谷緑の広場	0.093	0.119	0.092	0.103	0.088	0.099
16	後谷東児童公園	0.066	0.071	0.098	0.084	0.099	0.099
17	松之木小学校	0.146	0.123	0.109	0.111	0.102	0.116
18	小作田東児童公園	0.121	0.120	0.115	0.105	0.101	0.109
19	鶴ヶ曾根運動広場	0.160	0.199	0.154	0.171	0.141	0.177
20	上二東児童公園	0.086	0.126	0.090	0.141	0.089	0.148
21	西袋陣屋公園	0.106	0.104	0.092	0.098	0.098	0.105
22	柳之宮小学校	0.115	0.108	0.104	0.108	0.097	0.101
23	天神児童公園	0.152	0.143	0.121	0.100	0.087	0.093
24	中馬場児童公園	0.138	0.116	0.104	0.097	0.100	0.100
25	公用車専用駐車場	0.199	0.200	0.169	0.171	0.145	0.132

26	フラワーパーク	0.188	0.144	0.155	0.149	0.136	0.141
27	上木曾根会館	0.133	0.140	0.118	0.105	0.109	0.103
28	TX高架下新堤防上	0.166	0.148	0.142	0.137	0.123	0.127
29	西袋排水機場	0.142	0.132	0.113	0.102	0.114	0.102
30	市立保健センター	0.184	0.189	0.153	0.150	0.130	0.129
31	中馬場児童交通公園	0.106	0.120	0.085	0.092	0.090	0.092
32	若柳児童公園	0.141	0.132	0.113	0.126	0.097	0.107
33	潮止小学校	0.078	0.112	0.080	0.086	0.081	0.087
34	東武バス折り返し場	0.144	0.146	0.180	0.133	0.142	0.143
35	新堤防最終地点堤防上	0.180	0.187	0.142	0.156	0.141	0.136
36	西袋汚水中継ポンプ場	0.131	0.121	0.101	0.108	0.102	0.124
37	文化スポーツセンター	0.108	0.099	0.091	0.082	0.090	0.084
38	木曾根児童公園	0.115	0.096	0.090	0.101	0.096	0.092
39	TX高架下撤去自転車置場	0.145	0.127	0.111	0.108	0.120	0.114
40	南川崎保育所	0.093	0.088	0.092	0.088	0.086	0.094
41	大曾根第一幼児公園	0.081	0.100	0.093	0.102	0.082	0.104
42	南部西地区 歩4-6号線	0.161	0.137	0.127	0.128	0.123	0.127
43	大原中学校	0.171	0.114	0.118	0.119	0.117	0.112
44	八潮駅南口公園	0.231	0.288	0.172	0.182	0.159	0.176
45	大瀬小学校	0.062	0.077	0.049	0.049	0.042	0.044
46	シルバー人材センター	0.194	0.165	0.149	0.137	0.125	0.135
47	大瀬運動公園	0.087	0.083	0.088	0.097	0.107	0.096
48	大曾根西中央公園	0.102	0.077	0.076	0.084	0.074	0.093
49	大曾根小学校	0.118	0.129	0.090	0.100	0.110	0.100
50	垢町会公民館前	0.149	0.151	0.122	0.121	0.102	0.106
51	稲荷上樋管	0.171	0.167	0.121	0.119	0.110	0.112
52	中川堤防(下大瀬ポンプ場)	0.177	0.164	0.157	0.145	0.136	0.146
53	浮塚町会西防災倉庫	0.157	0.146	0.112	0.105	0.100	0.100
54	平成泉橋	0.085	0.072	0.075	0.074	0.069	0.080
55	潮止中学校	0.112	0.092	0.096	0.093	0.096	0.080
56	古新田排水機場	0.162	0.173	0.131	0.144	0.127	0.134
57	中川小学校	0.054	0.063	0.063	0.076	0.068	0.067
58	古新田保育所	0.100	0.129	0.103	0.125	0.101	0.119
59	八潮南公園	0.198	0.149	0.225	0.168	0.194	0.162

※放射線量の測定は、簡易型シンチレーション式放射線測定器(クリアバルス株式会社製 A2700型 Mr.Gamma)を使用しています。この測定値は、携帯用の簡易測定器であるため、あくまで参考値であることをご承知ください。

## 条例(骨子案)意見募集

### ①八潮市防災基本条例(骨子案)

市では、地震や台風などの災害から市民の生命、身体および財産を守るため、八潮市地域防災計画に基づき防災対策を実施しています。今後、より一層の防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、防災に関する基本理念や目的などを定めた八潮市防災基本条例(骨子案)を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

☎市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所を有する方、条例(骨子案)に利害関係を有する方

☎交通防災課 ☎305、メールアドレスk-bosai@city.yashio.lg.jp

### ②町会自治会への加入・参加を進めるための条例(骨子案)

地域のつながりが薄くなる中、孤立死、児童虐待などが全国的な問題となっています。また、災害時には町会自治会の果たす役割が大きいことから、町会・自治会に加入し、活動に参加することにより、市民の皆さんがつながり、支え合い、連帯感を強めていくことを市が側面から支援するため、町会自治会への加入・参加を進めるための条例(骨子案)を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

☎市民協働推進課 ☎328、メールアドレスshiminkyodo@city.yashio.lg.jp

### ①②共通

#### ●条例(骨子案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、保健センター、やしお生涯学習館および市ホームページでご覧いただけます。

#### ●募集期間

9月10日(月)まで(必着)

#### ●提出方法

①は「八潮市防災基本条例(骨子案)に関する意見」、②は「町会自治会への加入・参加を進めるための条例(骨子案)に関する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、住所・氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス、電子メールで各担当課へ

#### ●提出された意見などの公表

提出された意見などは、市の考え方を付して、内容を公表します(※住所・氏名は公表しません)。類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

## 人権それは愛

### 「人権について改めて考えてみませんか」

人権と聞くと、何か堅苦しく難しいものと思われがちですが、人権は私たち一人ひとりにとってかけがえのないものであり、誰もが生まれながらにして持っている、人として幸せに生きていくための権利です。

しかしながら、私たちのまわりには、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに関し、人権にかかわる問題が存在しています。

最近、調査会社などから依頼を受けた一部の司法書士が、職務上の権限を悪用して戸籍謄本などを不正に取得する事件が起きました。こうした出身地や家族の状況を調べる行為は、人権を侵害し、差別につながる恐れのあるものです。

就職採用においては、本人の仕事への適性や能力が判断されるべきですし、結婚についても、当人同士の意思が尊重されるべきです。いずれも出身地や家族の状況は関係ありません。

人権は一人ひとりのものであり、そして社会みんなのものです。

誰かの人権がうばわれているということは、自分の人権もまたうばわれる可能性があるということです。「自分とは関係ない」という態度では、差別を私たちの社会からなくすることはできません。

私たち一人ひとりが、日々の生活の中で相手を思いやり、相手の立場に立った行動を心がけることによってお互いを理解し合える社会が実現できるのではないのでしょうか。



8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

☎人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365